

佐渡市公用車売却実施要領

不用になった公用車（以下、「車両」という。）を、オープンカウンター方式により売却します。購入を希望する方は、次の事項をご承知のうえ、参加してください。

なお、オープンカウンター方式とは、見積りの相手方を特定せず、内容・数量等を公示し、参加を希望する方から広く見積書を募る方式です。

1. 売却対象の車両

売却対象の車両は次に掲げるものとします。見積書の提出の際には、最低売却価格以上の金額を記載してください。なお、長期間使用した車両につき劣化・退色・傷・錆等が見られますので現物をよくご確認ください。

※1 所有者の変更または、一時抹消登録にかかる費用は落札者の負担となります。

※2 車体に描かれている事業の名称等は落札者の負担で除去してください。

車名	三菱
登録番号	新潟 800 は 874
型式	P J - F K 6 2 F Z
原動機の型式	6 M 6 0
初年度登録年月	平成 1 8 年 1 1 月
自動車の種別	普通
用途	特種
車体の形状	冷蔵冷凍車
乗車定員	2 人
車両重量（車両総重量）	6, 770 kg（12, 580 kg）
長さ・幅・高さ	734 cm・233 cm・314 cm
総排気量	7. 54 L
燃料の種類	軽油
車検満了日	平成 2 7 年 1 1 月 9 日
最低売却価格	1 0, 0 0 0 円
備考	<ul style="list-style-type: none">・保管場所：両津地区公民館駐車場 （佐渡市梅津 2314 番地 1）・特別仕様：冷凍機－2 0℃仕様、冷凍機床移動式搬出装置（海水対応防錆仕様）・冬用タイヤ付き（ホイール有）

2. 参加資格

参加資格者は、20 歳以上で佐渡市内に住民登録又は永住資格を有する外国人登録をしている個人及び佐渡市内に法人登録をしている法人で、直ちに代金を納めてその車

両を引き取ることができる者とします。

ただし、次に該当する方を除きます。

①破産者で復権を得ない者 ②市税を滞納している方 ③佐渡市職員

また、転売を目的とする場合は、見積書提出の際に古物商許可証の写しを添付することとします。

3. 受付期間及び場所

本実施要領を十分お読みのうえ、受付期間内に見積書（別紙1）を封筒（別紙2参照）に入れ提出してください。

(1) 受付期間：平成27年7月13日(月)～平成27年7月30日(木)

午前8時30分から午後5時まで。（ただし、土日・祝日は除きます。）

なお、郵送の場合は受付期間の最終日の消印があるものに限り有効とします。

(2) 受付場所：佐渡市財務課庁舎整備室管財係（電話63-3114）

(3) 車両の確認：受付期間中は車両を保管する駐車場で車両外観の確認をすることができます。車両内部の確認ができる日時は、7月21日(火)の午前9時から午前11時までと、7月22日(水)の午後1時から午後4時までとします。（申し込み不要。車両の保管場所：両津地区公民館駐車場が不明な場合には担当へお問合せください。）

4. 契約の相手方の決定について

開札は、平成27年7月31日(金)午前10時から、非公開で行います。

有効な見積書を提出した者のうち、最低売却価格以上で最高価格のものをもって落札者と決定し、落札者には電話にて通知します。なお、落札となる同価格の入札者が2名以上いるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。

5. 売買代金について

落札者が見積書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を売買代金とし、落札者決定後、直ちに納入してもらいます。

6. 所有権の移転及び車両の引渡し

(1) 売却車両の所有権は、売買代金を完納したときに移転するものとし、落札者は納入したことを確認できる書類を提示したうえで、平成27年7月31日(金)から平成27年8月14日(金)までに車両を搬出してください。

(2) 車両の引渡し方法は現状渡しとし、名義変更等すべての手続き（所有者変更、自賠責保険の加入等）は落札者の負担で行うものとします。

また、引渡し後に生じる一切の経費についても落札者が負担するものとし、引渡

し後の不調や故障についての補償は一切行いません。

- (3) 落札者は、車両引渡しの際に受領証（別紙3）を提出してください。
- (4) 落札者は、平成27年8月31日（月）までに次の書類等を提出してください。
 - ①所有者変更後の車検証の写しまたは、一時抹消登録証の写し
 - ②車体に描かれている事業の名称等を除去した写真
 - ③納税証明書

7. かし担保責任

落札者は、売買代金を納入後、売却車両に隠れたかしのあることを発見しても損害賠償の請求、又は契約の解除ができないものとします。

8. 結果の公開

見積り合せの結果について、落札者及び落札金額を公開することがあります。

9. その他の留意事項

- (1) 参加しようとする方は、本実施要領に記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 本実施要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、佐渡市財務規則の定めるところにより処理します。
- (3) その他不明な点は、以下にお問い合わせください。

〒952-1292 佐渡市千種232番地

【入札事務に関すること】

佐渡市財務課庁舎整備室 管財係 電話（0259）63-3114

【車両に関すること】

佐渡市農林水産課 水産振興係 電話（0259）63-3761